こんなとき

成年後見制度

を利用しましょう

監修／公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の財産や権利を守るための大切な制度です。しかし、その内容についてはまだ広く浸透していません。どんなときに利用することができるのか、どんなときに利用した方がいいのか、制度のしくみを知っておきましょう。

社会福祉法人　西尾市社会福祉協議会

こんなとき
成年後見制度が利用できます！

※このパンフレットに記載している「後見人」とは、「成年後見人」「保佐人」「補助人」（P3参照）の総称です。

例1

認知症の父親名義の銀行預金を入院費用にあてたいが、「本人の同意がないと引き出しはできない」と言われた。

成年後見制度を利用すれば、後見人がお父さんに代わって預金を引き出すことができます。

例2

親が亡くなり、知的障がいの姉がひとり暮らしになってしまった。今後、生活を続けていけるかどうか不安。

後見人が預貯金の管理や福祉サービスの契約などを行い、お姉さんが地域で暮らしていけるように支えていきます。

例3

認知症の母親が、訪問販売で必要のない商品を次々と買ってしまう。

後見人が判断して、お母さんに不利益な契約を取り消すことができます。

例4

自分が認知症になったときに備えて、財産の管理などをしてくれる人を決めておきたい。

ご自身が元気なうちに任意後見人になってほしい人と契約を結ぶことによって、将来の不安を解消できます。

成年後見制度ってどんなもの？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由から判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人」や「保佐人」などが、本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、不利益を受けないようにします。

後見人の役割

大きく分けて次の2つの役割があります。

財産の適切な管理

預貯金や不動産、年金、日常生活費などを管理します。通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理なども行います。

日常生活の支援

介護・福祉サービス利用の手続き、施設入所契約など本人の生活を支援します。入院時には費用の支払いもします。

成年後見制度の種類

成年後見制度は、本人の判断能力に応じて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

法定後見制度

判断能力が不十分な人が利用する制度で、判断能力の程度に応じて、3つに区分されています。

補助

判断能力が不十分な本人のために、申立てにより家庭裁判所が定める行為を「補助人」が行います。

保佐

判断能力が著しく不十分な本人のために、重要な法律行為の同意・取消しのほか、申立てにより家庭裁判所が定める行為を「保佐人」が行います。

成年後見

判断能力がほとんどない本人のために、原則としてすべての法律行為を「成年後見人」が行います。

任意後見制度

判断能力が十分あるうちに、支援者や支援内容を本人が決めておく制度です。
本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所が認めた時点から後見活動が開始されます。

任意後見人

本人の判断能力が不十分になってから、財産の管理など本人との契約で定めたことを行います。

本人に代わって契約などの法律行為を行えますが、本人が行った法律行為を取り消す権限はありません。

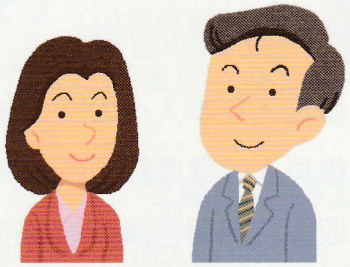

成年後見制度

法定後見制度

法定後見制度を利用するには、家庭裁判所への申立て手続きが必要になります。

1 申立て準備

- 本人の後見人候補者を検討します
- 申立書類を取り寄せます

2 申立て

- 本人の居住地を管轄する家庭裁判所に申し立てます
- 申立書類をもとに家庭裁判所が本人、申立人、後見人候補者と面談します

申立てができる人

本人や配偶者、四親等内の親族、市区町村長などです。

申立てに必要な書類と費用のめやす

① 申立書
② 本人の戸籍謄本・住民票
③ 登記されていないことの証明書（本人）（300円）
④ 医師の診断書
⑤ 申立手数料（収入印紙800円、後見開始の場合）
⑥ 登記嘱託手数料（収入印紙2,600円）
⑦ 郵便切手（合計4,000円程度）
⑧ 鑑定料（鑑定が必要な場合）（5～10万円）

※診断書より詳しい内容が求められる場合、家庭裁判所が指定する医師が鑑定を行います。

［1ヵ月～3ヵ月程度］

3 審理・審判

- 家庭裁判所が後見人と支援内容を決定します
- 審判書が申立人、本人、後見人に通知されます

後見人を選任するのは家庭裁判所です

本人にどのような支援が必要かを考慮して、親族や専門家（司法書士や弁護士、社会福祉士など）から適任者を選任します。また、後見人の報酬も家庭裁判所が決定します。

［1ヵ月程度］

4 後見開始

- 後見人が本人への支援を開始します
- 後見人は家庭裁判所へ事務報告、収入状況報告書等を提出します

5 終了

- 本人が亡くなったとき

※後見人の死亡・辞任の場合には、家庭裁判所が後任の後見人を選任します。

利用の流れ

任意後見制度

任意後見制度を利用するには、公証役場で公正証書による契約が必要になります。

1 契約の準備

- 判断能力の低下に備えて、任意後見をお願いする人（任意後見受任者）を本人が決めます
- 任意後見受任者と話し合い、依頼しておきたい支援内容や報酬を決定します

2 任意後見契約

- 本人と任意後見受任者が、公証人が作成する公正証書で契約を交わします

契約に必要な書類

① 本人の戸籍謄本・住民票・印鑑登録証明書
② 任意後見受任者の住民票・印鑑登録証明書
③ 必要に応じて診断書や財産目録等

任意後見契約書作成にかかる費用のめやす

① 任意後見契約公正証書作成の基本手数料（11,000円）
② 登記嘱託手数料（1,400円）
③ 登記所納付の印紙代（2,600円）
④ その他、証書代や、登記嘱託書郵送用切手代など

3 申立て

- 本人の判断能力が低下したときに家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立てます

● 申立てができる人 ●

本人や配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

4 後見開始

- 契約内容に基づいて、任意後見人が本人への支援を開始します
- 任意後見監督人と家庭裁判所が、任意後見人の職務を監督します

任意後見監督人とは？

任意後見人が正しく職務を行っているかを確認するのが、任意後見監督人です。任意後見監督人は家庭裁判所が選任し、本人の資産に応じた報酬が発生します。

●任意後見監督人選任の申立てにかかる費用（地域により異なります）

① 収入印紙
② 郵便切手（3,220円）
③ 登記所納付の印紙代
④ その他、証書代や、登記嘱託書郵送用切手代など

5 終了

- 本人または任意後見人が亡くなったとき
- 正当な事由がある場合に、家庭裁判所の許可を得て解除したとき

よくある質問

成年後見制度Q&A

Q 申立人が後見人を選ぶことはできないのでしょうか?

A 希望を伝えることはできますが、その人が必ず選任されるわけではありません。

法定後見制度では、本人の心身の状態、生活や財産の状況など一切の事情を考慮して**家庭裁判所が後見人を選任します**。後見人候補者を挙げて申し立てることはできますが、その希望が通るとは限りません。また、家庭裁判所が選任した後見人について不服申立てをすることはできません。

Q 途中で制度の利用をやめたり、後見人を解任することは可能ですか?

A 特別な事由がない限り、できません。

後見制度を利用するきっかけとなった問題が解決した場合でも、後見人の仕事が終わるわけではありません。**本人の判断能力が改善しない限り、後見人の仕事は続きます。**

後見人を辞めさせること(解任)ができるのは、横領などの不正な行為によって本人に損害を与えている場合で、その判断は家庭裁判所が行います。

Q 後見人への報酬は決まっているのですか?

A 家庭裁判所が本人の支払能力に応じた金額を決定します。

後見人への報酬の額は、**本人の財産や事務内容などに応じて家庭裁判所が決定します**。なお東京家庭裁判所では、財産が1,000万円以下の場合には、報酬が月額2万円という基準額が示されています。

また、本人の財産が少なく支払いが困難であっても、各市区町村が費用助成を行う「成年後見制度利用支援事業」を利用できる場合があるので、相談してみましょう。

Q 後見人に依頼できないことはありますか?

A 医療行為の同意など、後見人の仕事に含まれないものがあります。

入院や施設入所時の身元保証人・身元引受人になること、食事の世話や実際の介護は後見人の仕事ではありません。手術などの医療行為の同意も行うことはできません。また、遺言や結婚、離婚、養子縁組など、**本人の身分に関わる行為を本人に代わって行うこともできません。**

Q 本人が亡くなった後の手続きを、後見人にお願いすることはできますか?

A 本人が亡くなった時点で、原則として後見人の業務は終了です。

本人が亡くなると後見人の業務は終了しますが、**一定の手続き(施設利用料・医療費等の支払い、火葬の手配等)を後見人が行うことができる場合があります。**また、任意後見契約とともに、あらかじめお願いしたい死後の手続きについても、契約を結んで依頼しておくことも可能です。

Q 家族のいない人でも、成年後見の申立てはできますか?

A 市区町村長に申立権が与えられています。

身寄りがいなかったり、いても家族や親族の協力が得られない場合、また虐待が疑われているような場合には、**市区町村長が後見の開始を申し立てることができます。**

Q 成年後見制度についての相談はどこにすればいいのでしょうか?

A まずは、お住まいの地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センターは、市区町村が設置する機関で、高齢者の介護や日常生活をサポートしたり、成年後見制度について相談に応じてくれます。また、非営利の社会福祉法人である社会福祉協議会でも相談ができます。(成年後見制度に関する情報・相談機関については裏表紙を参照してください)

成年後見制度についての情報・相談機関

法務省民事局

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

http://www.courts.go.jp/koukenp/

日本公証人連合会

http://www.koshonin.gr.jp/

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

https://www.legal-support.or.jp/

お問い合わせ

社会福祉法人　西尾市社会福祉協議会

西尾市成年後見センター

〒445-0852　西尾市花ノ木町2丁目1番地（西尾市総合福祉センター内）

電話 (0563) 56-5900　FAX (0563) 57-7800

植物油インキを使用しています。
F19001

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

禁無断転載 ©ライズファクトリー